

公園アドプト制度実施細目

平成14年4月1日 施行

平成16年2月1日 改正

平成17年3月1日 改正

平成28年2月12日 改正

平成30年3月7日 改正

八王子市公園アドプト制度実施要綱(以下、「要綱」という。)第3条及び第15条の規定に基づき、下記のとおり定める。

1. 活動内容

「公園維持活動」とは、以下のとおりとし、参加団体はこのいずれか、もしくは全てを行う。ただし、双方協議の上で決定する。

(1)維持管理

- ① 清掃
- ② 除草
- ③ 剪定
- ④ 花木の植栽・維持活動の企画提案と実施
- ⑤ 野生動植物の保護・育成
- ⑥ 里山活動

(2)施設の見回り

ベンチ・ブランコ・砂場・トイレ等の見回り

(3)その他

- ① 公園施設などの破損等について、市への通報・連絡
- ② 公園利用の安全確認
- ③ 公園の愛護活動に関して必要なこと

2. 利用権

前記1に於いて、公園アドプト活動の効果を伴う公園を利用した催物、花壇の築造・発生材の利用等の企画提案と実施を利用権として付与する。

ただし、事前に市の承認を得ること。

3. 参加団体

(1)法人格の有無は、問わない。

(2)公共の利益に反する団体、公共の利益に反する恐れのある団体及び政治活動を目的とする団体は、認めない。

(3)団体の代表者は、市内に住所を有する者、市内に主な事務所を有する団体の「職」にある者、または主に市内で活動する団体を代表する者のいずれかとする。

ただし、主に中学生以下が活動する場合には、成人の保護者または教育関係者を代表者とする。

(4)参加団体の名称は任意とするが、商品名、公職選挙法の適用を受ける団体の名称及び社会通念上不適切なものは、認めない。

4. 活動参加者

(1)市に提出した名簿に記載された者とする。

(2)小学生以上とする。

5. 活動区域

区域は、原則として一団体一公園を単位とする。

ただし、協議に基づき、次により取扱うことができるものとする。

(1)公園の一部の区域に限ること。

(2)一団体が複数の公園で活動すること。

(3)複数の団体が、同一の公園で活動すること。

6. ごみの処理

原則として、公園の維持管理活動から出るごみはボランティア袋の取扱いとし、利用権に係る活動から出るごみは参加団体の責任で処理する。

公園の維持管理活動から出るごみの取扱いは、別に定める。

7. 参加団体名の看板

参加団体から設置希望の申し出があったときは、以下のとおり設置する。

(1)設置は、原則として一団体一箇所とする。

(2)参加団体の名称等を記載する。

(3)デザイン・大きさは、別に定める。

(4)設置位置は、公園管理上の支障が生じない範囲とする。

8. 支給品・貸与品

要綱第12条にかかる支給物品及び貸与物品は、予算の範囲内で別に定める。

9. 保険

要綱第12条(3)の保険の内容及び対象となるものは、別に定める。